

## 規制改革実施計画を踏まえた対応

平成28年10月18日

農 林 水 産 省

【規制改革実施計画 平成28年6月2日閣議決定】

## バター等乳製品のモニタリング強化①

国家貿易で輸入した乳製品について、売渡の際に最終消費までの流通に係る計画を確認し、不明確な場合には売渡をしないこととする。また、その計画が着実に履行されるよう、報告徴収・検査を通じて確認を行う。

(別紙1)

## バター等乳製品のモニタリング強化②

バターの市場調査について、「欠品・取扱なし」の小売店の割合に加えて、購買点数等の制限に係る状況や業務用向けバターの需給状況にも対象を広げる。また、日々の需給動向を把握できるよう調査精度を向上させる。

## (1) バターの店頭調査の精度の向上等

- ・ 購買点数の制限の実施状況を調査項目に追加
- ・ 調査回数を増やし(26回→34回/年)、地域(京浜、京阪神)ごとに結果を公表(別紙2)

## (2) バターの需給状況の情報共有

- ・ バターの生産、流通、消費に係る関係者の間で、バターの需給等に関する情報共有と意見交換のための会議を定期的に行う(8月25日、9月27日に開催。次回は10月28日開催予定)(別紙3)
- ・ この会議の資料として、種類別(業務用及び家庭用)の生産量及び消費量を提供し、ALICのホームページにも公表(別紙4)

# 規制改革実施計画を踏まえた国家貿易への対応

別紙1

・対象バター：農畜産業振興機構（以下「ALIC」という。）が国家貿易機関として輸入するバター（カレントアクセス及び追加輸入）

## 1 流通計画の提出

○ 落札者<sup>(※)</sup>は、売渡の契約の締結までに、最終実需者までの流通計画を提出

※落札者とは、「バターの一般方式による売渡入札の落札者」と「バターのSBS方式による入札の売渡相手方の落札者」を指す。

### 【流通計画の例】

落札者の販売計画

引渡時期 (ALIC→当社)	購入数量 (トン)	バター形態	販売又は自 社使用時期	販売又は自 社使用数量(トン)	販売先業態又 は自社使用
8月中旬	50	1kg	9月中旬	20	パン製造業
			9月下旬	10	卸売業A
			10月下旬	20	自社使用(洋 菓子の製造)

落札者以外の販売計画

販売元名	購入数量 (トン)	バター形態	販売又は自 社使用時期	販売又は自 社使用する数量 (トン)	販売先業態又 は自社使用
卸売業A	10	1kg	10月上旬	5	卸売業B
			10月中旬	3	パン製造業
			10月下旬	2	洋菓子製造業
卸売業B	5	1kg	10月中旬	3	洋菓子製造業
			10月下旬	2	パン製造業

注：販売先は業態を記入。実名や連絡先は、ALICの要請に応じて情報提供できる体制を整えておく。

## 2 流通計画の実施状況の確認

○ 落札者は、9月末及び1月末時点での計画の実施状況（売渡済及び計画変更）を10月末及び2月末までにALICに報告

○ 落札者は、全てのバターが最終実需者まで販売された後、最終的な販売実績を提出

※実績報告がない場合や計画との齟齬がある場合は、ALICによる落札者や最終実需者への聞き取りの実施や追加報告を求めることがある。

## 3 流通計画の公表

○ ALICは、入札を実施した月ごとに落札者が提出した計画を取りまとめ、国に報告するとともに、ALICのHPで各年度ごとの入札数量の全体にかかる計画をとりまとめ公表（計画の実施状況を確認した後も同様に公表）

## 4 売渡しをしない場合

○ 売渡契約において、計画の提出、計画の実施状況の提出、最終的な販売実績の報告を義務づける。

○ 必要に応じて、ALICによる落札者や最終実需者への聞き取りの実施や追加報告を求める。

○ 買い占めが疑われる場合など、特に必要がある場合には、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第23条に基づき国による報告徴収、立入検査を実施する。

○ 契約に違反した行為が確認された場合、同法18条第1号に基づき、1年間売渡しをしないことがある。

## 5 実施時期

○ 平成28年9月に公表したバター追加輸入分の4千トンから実施